最終更新日：2018年6月25日
乾汽船株式会社
乾　康之
問合せ先：03-5548-8211
証券コード：9308
http://www.inui.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

今日、企業は様々に変化する経営環境に迅速かつ的確に対応し、株主、顧客、従業員に対する責任はもとより社会的責任もより一層強く求められております。
また、経営の健全性・効率性を高め、コーポレート・ガバナンス体制を強化することは、経営のグローバル化の進むなかで、不可欠となっております。
このような観点から、執行役員制度を導入し、経営体制の強化を図るとともに、内部監査体制やリスク管理体制の整備及びディスクロージャーの充実に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

コーポレートガバナンス・コードの各原則において、当社が実施しない項目とその理由は、次のとおりです。

【補充原則1－2－4】
当社では、海外株主等から招集通知の英訳の要望等を受けた実績がないこと、および、費用対効果等の観点を考慮し、現状では招集通知の英訳は実施しておりません。
また、議決権の電子行使については,、実施の必要性に応じ、その検討を行うこととしております。

【補充原則3－1－2】
当社では、海外株主等から英語での情報の開示・提供の要望等を受けた実績がないこと、および、費用対効果等の観点を考慮し、現状では英語での開示等は行っておりません。

【補充原則4－1－3】
当社では、最高経営責任者等の後継者の計画の策定は現時点では行っておりません。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示項目の内容は、次のとおりです。

【原則1－4　いわゆる政策保有株式】
・政策保有に関する基本方針
当社は定期的に政策保有株式としての保有の合理性を検証し、合理性が認められる場合を除き、原則として、政策保有株式としては保有しないこととしております。保有に合理性が認められるか否かは、中長期的な視点も念頭に、当社グループにおける取引・協力関係の維持・強化等の観点から総合的に勘案し、決定することとしております。政策保有株式としての保有の合理性が認められない場合には、純投資保有株式として、経済合理性を中心に諸事情を勘案した上で、売却または保有を継続することとしております。
・政策保有株式の議決権行使基準
政策保有株式の議決権については、対象企業の中長期的な企業価値の向上につながる意思決定を行っているかという観点や、当社および当社グループ会社の企業価値の向上の効果等を総合的に判断し、行使することとしております。

【原則1－7　関連当事者間の取引】
当社では、決裁規程および取締役会規程を制定し、取締役の競業取引および利益相反取引については、取締役会での審議・決議を要することとしており、また、その事後、取引の結果等の重要な事実については、取締役会への報告事項としております。
また、役員の株式等の売買に関する内規を設け、その社内手続きを整備すると共に、取引等の監視を行っております。

【原則3－1　情報開示の充実】
(1) 経営計画
当社は、3つの経営の基本方針のもと着実に歩みを進めていきます。
1)資産の力を事業の力に
勝どきの不動産施設は収益力と資金調達力に優れた資産です。中長期の視点で、景気波動の異なる船舶、倉庫の資産を組み合わせます。単一事業の変動から影響を受けにくい、可変性のある資産ポートフォリオを形成することで、事業の基盤を支え、競争力の源としていきます。
2)カイゼンは宝
環境変化への即応は難しいですが、PDCAサイクルを前提とした当社のカイゼンは、ムリなく、ムラをならし、ムダを取ってきた実績があり、企業文化として育ちつつあります。倉庫内から始まったカイゼンはオフィスを経て、船の上にも広げていきます。
3)「らしさ」の追求
経営統合により、混ざり合った企業文化は、内外環境の激変に晒され、多くの独自性を含む「らしさ」へと向かっています。3つの事業領域、2つの企業文化、1つの会社の「らしさ」は、差別化の源泉であり、我らの存在意義です。

上記考え方に基づいた2017年4月から2020年3月までを実行期間とする中期経営計画は、当社ウェブサイトに掲載しています。
「はじめての中期経営計画～今を生きる明日を生きる～」（URL：http://www.inui.co.jp/ir/library/managementplan.html）
（2）コーポレートガバナンスに関する基本方針
本報告書1－1．「基本的な考え方」をご参照ください。
（3）取締役、監査役の報酬決定方針・手続
本報告書2－1．「取締役報酬関係」内、「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照下さい。
（4）取締役、監査役候補者の選任方針・手続
当社の取締役会は、人格、見識、能力、経歴等を総合的に考慮して、適任であると判断した者を業務執行を担当する取締役や執行役員に選任することとし、また、海運業界、物流業界やロジスティクスシステムにおける経験を有し専門的な知見を有する者、または弁護士、公認会計士等の専門的な知見を有する者を、全体のバランスを勘案して、社外取締役や監査役に選任することとしています。また、候補者の選定に当たっては、取締役または監査役から推薦を募り、これを受け代表取締役社長が選定し、監査役については監査役会の同意の上、取締役会にて決議することとしております。
（5）取締役、監査役候補者の個々の選任理由
当社では、社外役員を除く取締役および監査役候補者の選任理由については「株主総会招集ご通知」内の株主総会参考書類の役員選任議案中の「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」欄に、社外取締役候補者及び社外監査役候補者の選任理由については「株主総会招集ご通知」内の株主総会参考書類の役員選任議案中の注釈において開示しております。

【補充原則4－1－1　取締役会での審議事項等】
当社の取締役会は、法令上取締役会の専決事項とされている業務執行の決定、ならびに当社定款に定められた事項の他、重要な業務に関する事項についての判断、決定を行っております。それ以外の業務執行の決定については決裁基準を定め、代表取締役社長および部門担当役員、ならびに部長に委任することとしております。

【原則4－8　独立社外取締役の有効な活用】
当社は、取締役5名中、東京証券取引所の定める独立判断基準を満たした独立社外取締役を3名選任しております。

【原則4－9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社の独立社外取締役に関する独立性の判断は、東京証券取引所が定める独立性判断基準に準拠しております。

【補充原則4－11－1】
当社の取締役会は、人格、見識、能力、経歴等を総合的に考慮して、適任であると判断した者を業務執行を担当する取締役に選任することとし、また、海運業界、物流業界やロジスティクスシステムにおける経験を有し専門的な知見を有する者、または弁護士、公認会計士等の専門的な知見を有する者を、全体のバランスを勘案して、社外取締役や監査役に選任することとしております。また、候補者の選定に当たっては、取締役または監査役から推薦を募り、これを受け代表取締役社長が選定し、監査役については監査役会の同意の上、取締役会にて決議することとしております。なお、当社は、経営に関する意思決定の合理性および機動性を確保する観点から、取締役を5名としております。

【補充原則4－11－2】
当社は、取締役・監査役候補者および取締役・監査役の重要な兼職の状況を、「株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類や事業報告等の開示書類において 開示しております。

【補充原則4－11－3】
当社は、全ての取締役及び監査役に対し、質問票を配布し、全員からの回答により得られた意見等に基づき、当社取締役会の実効性に関する分析・評価を実施しております。2017年度の分析・評価結果の概要は当社ホームページにて開示しておりますが、当社取締役会の実効性は確保されているものと判断しております。
評価結果概要　http://v4.eir-parts.net/v4Contents/View.aspx?cat=tdnet&sid=1598908

【補充原則4－14－2】
当社では、新任の社外取締役、社外監査役は就任時に、会社概要および各種役員関連規程等の提供を行っております。
就任後は、毎月取締役会の中で業務概況に関する報告を行っております。また、当社の事業活動、海運業界、物流業界の動向、当社の経営環境等について、経営会議等で適宜説明を行うと共に、事業所の視察等を実施しております。
社内役員および将来の取締役候補となり得る執行役員については、役員の役割や義務、事業における専門知識の修得および役員として知っておくべき法的知識の修得を図ることを目的として、適宜研修等を実施しております。

【原則5－1　株主との建設的な対話に関する方針】
当社では、株主からの面談の申込については対応方針を定め、面談の目的および内容の重要性、面談者の属性等を考慮のうえ対応を検討することとしています。また、年2回決算説明会を行い、適宜IRに関する取材に応じることとしています。
株主との対話全般については、社長を統括責任者とし、コーポレートマネジメント部長を情報取扱責任者として、その他関係各部が有機的に連携して対応しています。対話において把握された株主の意見等は、取締役会、経営会議等で報告しています。また、内部情報管理規程において、対話に際してインサイダー情報が適切に管理されるための方策を講じております。

2．資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%以上20%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
INTERTRUST TRUSTEES（CAYMAN）LIMTED AS TRUSTEE OF UBIQUITOUS FUND－CLASSD	2,626,300	10.57
東京海上日動火災保険株式会社	1,283,126	5.17
立花証券株式会社	1,052,200	4.24
松岡冷蔵株式会社	992,927	4.00
アルファレオ1号投資事業有限責任組合	985,700	3.97

乾　民治	902,607	3.63
株式会社三井住友銀行	848,000	3.41
乾　英文	698,150	2.81
王子ホールディングス株式会社	683,400	2.75
HSBC BANK PLC － MARATHON　VERTEX JAPAN FUND LIMITED	648,000	2.61

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

1．上記のほか、当社所有の自己株式1,231,227株（4.72%）があります。

2．アルファレオ株式会社及びその共同保有者により、平成30年4月20日（報告義務発生日：平成30年4月16日）付で4,785,500株（保有比率19.26%）当社株式を保有している旨の大量保有報告書の変更報告書が提出されていますが、当社として実質所有株式数を確認することができないため、上記には含めていません。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	海運業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
苦瀬博仁	学者											
川崎清隆	弁護士											
神林伸光	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
苦瀬博仁	○	流通経済大学流通情報学部教授	苦瀬博仁氏は、ロジスティクスシステム等の専門領域をはじめ当社事業活動について広範囲にわたる深い知見を有しており、社外取締役として職務を適切に遂行していただけるものと判断しています。 なお、当社と苦瀬博仁氏の現所属団体とは取引関係がなく、意思決定に対して影響を与える取引関係はないと判断し、独立役員に指定しております。

川崎清隆	○	弁護士法人御堂筋法律事務所社員	川崎清隆氏は、弁護士としての長年の経験と知見を当社経営に反映し、社外取締役として職務を適切に遂行していただけるものと判断しています。 なお、当社と川崎清隆氏の現所属団体とは取引関係がなく、意思決定に対して影響を与える取引関係はないと判断し、独立役員に指定しております。
神林伸光	○	一般財団法人日本船舶技術研究協会理事長 東海カーボン株式会社社外取締役	神林伸光氏は、海運業界及び造船業界における長年の経験と知見を当社経営に反映し、社外取締役として職務を適切に遂行していただけるものと判断しています。 なお、当社と神林伸光氏の現所属団体とは取引関係がなく、意思決定に対して影響を与える取引関係はないと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

常勤監査役と当社の内部監査部門である監査室との間では、月1回定期的に打合せを行うほか、随時意見交換を行っております。また、監査室が監査役会に年2回出席し、監査室が監査役に対し内部監査の実施状況についての報告を行っております。監査役と会計監査人は、定時株主総会の翌月に監査計画について打合せを行い、監査役は会計監査人から四半期ごとに四半期レビュー及び年度末監査の結果説明を受けております。これらの監査においては、必要に応じてコーポレートマネジメント部等から説明を求める等意思疎通を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
田中正人	他の会社の出身者													
尾崎輝郎	公認会計士										△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田中正人	○	―――	田中正人氏は、野村證券株式会社、株式会社エグゼクティブ・パートナーズ等において企業経営につき豊富な経験と知識を有し、社外監査役として経営の監視や適切な助言を行なうことにより当社の監査体制を強化できるものと判断し、適任と考えております。 なお、当社と田中正人氏の現所属会社とは取引関係がなく、意思決定に対して影響を与える取引関係はないと判断し、独立役員に指定しております。
尾崎輝郎		―――	尾崎輝郎氏は、公認会計士として企業経営につき豊富な経験と知識を有し、社外監査役として経営の監視や適切な助言を行なうことにより当社の監査体制を強化できるものと判断し、適任と考えております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

職責及び業績等に応じて取締役への報酬等を決定しております。また、平成30年6月22日開催の第98回定時株主総会において、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬を新たに導入することが決議されました。その総額は現行の定例報酬枠とは別枠で年額60百万円以内としております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成30年3月期

区　分　　支給人員　　支給金額

取締役　　6名　　103百万円(内社外取締役4名　21百万円)
監査役　　3名　　26百万円(内社外監査役3名　26百万円)
(注)
1. 取締役の報酬額は、平成20年2月28日開催の第87回定時株主総会において年額200百万円以内(但し、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。また、平成30年6月22日開催の第98回定時株主総会において譲渡制限付株式報酬として年額60百万円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬額は、平成19年2月27日開催の第86回定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。

3. 上記のほか、平成21年2月26日開催の第88回定時株主総会決議に基づく役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給額の未払残高が、取締役1名に対し7百万円あります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等は、株主総会において承認された報酬総額の範囲内において各取締役へ配分するものとし、その配分は役位、職責並びに会社業績等を勘案の上、役員報酬会議にて審議し取締役会で決定することとしております。また、監査役の報酬等は、株主総会において承認された報酬総額の範囲内において各監査役へ配分するものとし、その配分は常勤、非常勤及び職務分担等を勘案して監査役の協議で決定することとしております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外役員のサポートを担当するのは、コーポレートマネジメント部で情報伝達が主な業務であります。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件（常勤・非常勤、報酬有無等）	社長等退任日	任期
乾　民治	顧問	対外活動	非常勤・無報酬	2014/9/30	1年更新

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	1 名

その他の事項

・当社には相談役・顧問を委嘱する制度がありますが、任命は取締役会の決議により行われます。
・顧問は、当社の業務執行・意思決定には一切関与しておりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は、監査役制度を採用しており、経営に関する機関として株主総会、取締役会、監査役会を設けております。また、コンプライアンス体制の整備及び維持を図ることを目的としてリスク・コンプライアンス委員会を、内部監査部門として監査室を設置しております。

＜取締役会の体制の概要＞
当社の取締役会は、社外取締役3名を含む全取締役5名で構成され、原則月2回（月1回以上）定時に開催するほか、必要に応じて適宜開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要な事項などの意思決定及び監督を行なっております。

＜執行役員制度の概要＞
当社は、経営体制の強化を図るとともに、内部監査体制やリスク管理体制の整備及びディスクロージャーの充実に努めるため、執行役員制度を導入しております。

＜内部監査及び監査役監査の状況＞
内部監査については、取締役会直属の機関として監査室（2名）を設置しており、社内諸業務の遂行状況をコンプライアンスの観点や経営方針や社内諸規程等に対する準拠性と企業倫理の視点から年度監査計画に基づく監査を実施するとともに、監査の報告や改善のための意見を取締役会に提供することにより更なる経営の合理化や能率向上を図ることを推進しております。
監査役監査については、常勤監査役1名、社外監査役2名で構成され、監査役会を定期的に開催するとともに、取締役会のほか重要な会議にも出席し意見を述べるほか内部監査部門や会計監査人と積極的に意見交換を行い、取締役の職務遂行を監視できる体制となっております。

＜独立役員の確保に関する記載＞
［取締役関係］「会社との関係(2)」及び［監査役関係］「会社との関係(2)」に記載のとおり、当社は苦瀬取締役、川崎取締役、神林取締役、田中監査役を独立役員に指定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役制度を採用しており、経営に関する機関として株主総会、社外取締役3名を含む取締役会、及び、社外監査役2名を含む監査役会を設けております。また、コンプライアンス体制の整備及び維持を図ることを目的としてリスク・コンプライアンス委員会及び内部監査部門として監査室を設置することにより、現状の体制が株主重視の観点から有効に機能していると判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社では、「株主総会招集ご通知」は法定期限より前に発送することとしております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社の株主総会開催日については、極力総会集中日を避け、集中が予想される週の前週に開催しております。
その他	株主総会のビジュアル化を実施。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社では、機関投資家向けの決算説明会を年に2回開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IR情報、決算情報	
IRに関する部署（担当者）の設置	コーポレートマネジメント部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	役職員のコンプライアンス(法令順守)に関する基本方針、行動基準、推進体制等を定めたコンプライアンス規程を制定し、お客様、株主、取引先等の理解及び支持を得られるよう積極的に企業情報を開示し、透明性の高い経営を行っております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

＜経営理念＞

当社は、経営に対する考えをより明確にするため、経営理念を「信用を基に社会に貢献する成長企業たれ」と制定し、これからの期間を成長の期間と定め、また永年に渡り築き上げた信用を基本に常に社会に貢献する企業でありたいという経営理念の下、今後も質の向上に向けた施策を展開し、顧客と共に成長していく所存であります。

＜内部統制システムの整備の状況＞

当社は会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり業務の適正を確保するための体制を整備しております。

(1)当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制の整備及び維持を図ることを目的として「リスク･コンプライアンス委員会」を設置し、また、法令違反行為の予防措置、法令違反行為が発見された場合における対処方法、是正手段などを検討した結果、コンプライアンスの推進については「乾汽船グループ内部統制規程」を制定しております。

コンプライアンスを実効あらしめるために、次のとおりの具体策を行っております。

1) 以下の事項を乾汽船グループ全役職員の行動規範として制定。

1法令の遵守

法令を遵守し、社内規則や倫理等の社外のルールに従って行動し、公明正大な企業活動を遂行する。

2顧客の信頼獲得

市場における自由な競争のもとに、顧客ニーズにかなう商品･サービスを安全性や個人情報･顧客情報の保護に十分配慮して提供するとともに、正しい商品情報を的確に提供し、顧客の信頼を獲得する。

3相互発展

公明正大な取引関係の上に取引先との信頼関係を築き、相互の発展を図る。

4企業情報の開示

財務諸表をはじめとした企業情報は、事実を適正に表示し、適切に開示する。

5株主･債権者の理解と支持

公正かつ透明な企業経営により、株主･債権者の理解と支持を得る。

6役職員の連帯と自己発現への環境づくり

役職員が企業の一員として連帯感を持ち、自己の能力･活力を発揮できるような環境づくりを行う。

7個人情報等の適正な管理

個人情報、自社の機密情報を適正に管理する。

8政治･行政との関係

政治･行政との健全かつ正常な関係を維持する。

9反社会的勢力及び団体への対処

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たない。

10環境問題への取り組み

環境問題への取り組みは人類共通の課題であり、企業の存在と活動に必須の要件であることを認識し、地球環境の保護に配慮した行動に努める。

2) 内部監査部門として監査室を設置

3) コンプライアンスに関する研修体制の整備

4) 監査室に公益通報及び相談窓口を設置

(2)当社の取締役の職務の遂行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役･使用人の職務執行の状況を記録するための取締役会議事録及び稟議書等の文書の作成、保存（保存期間を含む。）、管理（管理する部署の指定を含む。）等については、「決裁規程」、「文書取扱規程」を定め、運用しております。また、情報の管理については、「情報システム管理規程」、「個人情報保護規程」を定め、運用しております。

(3)当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業の推進に伴って生じ得るリスクを把握･分析し、これに備えています。また企業集団において生じ得るリスクについても同様に考えております。

リスク管理体制の規範として「乾汽船グループ内部統制規程」を制定し、同規程に則ったリスク管理体制を構築していくものといたします。そして、かかるリスク管理体制の一環として、リスク管理全体を統括する組織として「リスク･コンプライアンス委員会」を設置しております。また、不測の事態が発生した場合においては、社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えております。

(4)当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を原則月２回（１回以上）定時に開催するほか、必要に応じて適宜開催するものといたします。

取締役･使用人の役割分担、職務分掌、指揮命令関係等を通じた効率的な業務執行については「業務･職務分掌規程」を制定し、運用しております。

(5)当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の業務の適正を確保するという目的から次のとおりの体制を確立しております。

1) コンプライアンス体制、リスク管理体制については、グループ全体に適用あるものを構築し、定めております。

2) 当社の取締役は、子会社において法令違反その他コンプライアンスに関する重要事項を発見した場合には、当社の監査役に報告するものとします。 当社の監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものといたします。

3) 子会社は当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると認めた場合には、当社の監査役に報告するものとします。 当社の監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものといたします。

4)子会社の意思決定に際しては、当社の社内規程に従い、必要に応じて当社の取締役会の承認を得ることとしております。

(6)当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という。）を置いておりませんが、必要に応じて、監査役の職務補助のため補助使用人を置くこととし、その人事に関しては、取締役と監査役が意見交換を行うこととします。また、補助使用人の監査役補助業務遂行について、取締役は、その独立性につき自ら認識するとともに、関係者にも徹底させるものといたします。

(7)当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人等が当社の監査役に報告をするための体制、並びに当該報

告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社の取締役及び使用人は当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について当社の監査役に都度報告するものといたします。また、子会社の取締役、監査役及び使用人等は子会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について当社の監査役に都度報告するものといたします。監査役はいつでも必要に応じて、これらの取締役等に対して報告を求めることができることといたします。 また、これらの報告をした者は、当社の社内規程上、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとされております。

⑻当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役からその職務の執行について生ずる費用等として前払又は償還等の請求を受けた場合には、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことが明らかである場合を除き、これを負担することとしております。

⑼その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
社内通報に関する規程として「公益通報制度運用要領」を制定し、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものといたします。
監査役は監査法人及び内部監査部門とそれぞれ定期的に意見交換を行い、緊密な連携を図っていくものといたします。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

＜反社会的勢力排除へ向けた基本的な考え方＞
市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たないこととしております。

＜反社会的勢力排除に向けた整備状況＞
上記の反社会勢力排除へ向けた基本的な考え方が、「行動規範」において規定されており、全役職員が「行動規範」に則り行動するように周知されております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

＜情報開示体制の概要＞
当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

(基本姿勢)
当社、「行動規範」を定め、適時・適正な情報開示に努めております。

(会社情報の適時開示に関する社内体制)
当社は、情報開示に関する報告・相談の手順及び方法などについて「乾汽船グループ内部統制規程」を定め実践しております。
内容は以下のとおりです。
(1)責任者及び担当部
当社は、適時開示に関する責任者をコーポレートマネジメント部長とし、担当部をコーポレートマネジメント部としております。
(2)情報の収集
投資者に対して適時適切に会社情報を開示するために、担当部は、取締役会、当社各部及び子会社と連携して情報収集に努めております。
1)取締役会との連携
コーポレートマネジメント部が取締役会事務局を努めておりますが、適時開示に該当する事項については取締役会の議題とし、決議結果を迅速に開示できる体制をとっております。
重要事項の発生事実については、事実発生時に連絡網を通じて、取締役、監査役及び各部責任者と情報の共有を図り、対策を協議して迅速かつ正確に開示を行うこととしております。
2)各部及び子会社との連携
各部および主要子会社の業務概況については、毎月取締役会にて報告を行う事とし、適時開示の必要性がある事実を把握できる体制をとっております。また子会社との連携につきましては、子会社の月次決算状況についてはコーポレートマネジメント部を通じて把握し、開示に関係する情報の把握に努めております。

【参考資料】模式図

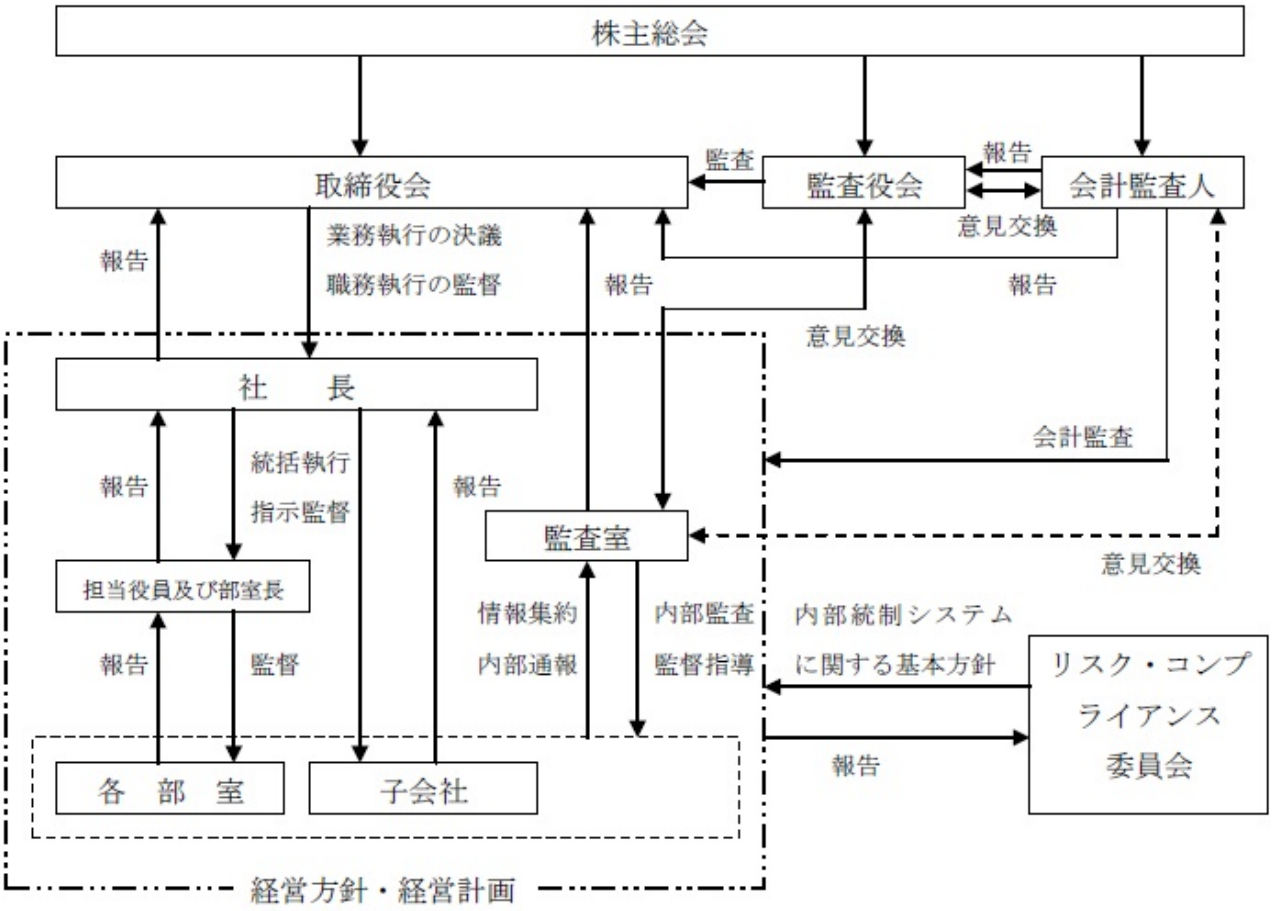
株主総会
取締役会
監査
監査役会
報告
会計監査人
意見交換
業務執行の決議
職務執行の監督
報告
報告
報告
意見交換
社　長
会計監査
報告
統括執行
指示監督
報告
監査室
意見交換
担当役員及び部室長
情報集約
内部通報
内部監査
監督指導
内部統制システム
に関する基本方針
報告
監督
リスク・コンプ
ライアンス
委員会
報告
各　部　室
子会社
経営方針・経営計画

適時情報開示体制

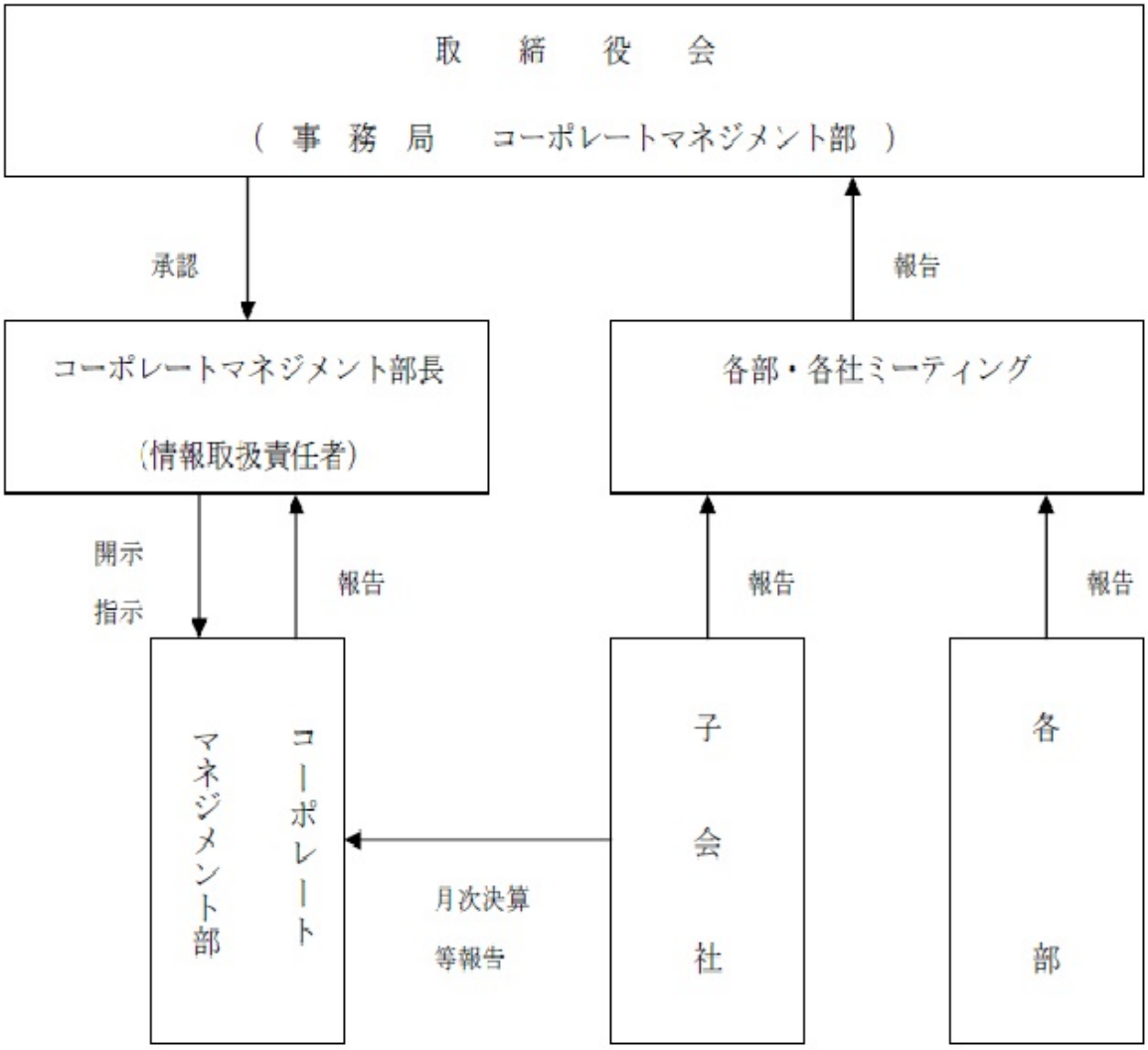
取　締　役　会
（　事　務　局　　コーポレートマネジメント部　）
承認
報告
コーポレートマネジメント部長
（情報取扱責任者）
各部・各社ミーティング
開示
指示
報告
報告
報告
コーポレートマネジメント部
子会社
各部
月次決算
等報告